

「小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」について (概要)

小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例が令和5年3月小諸市議会で可決成立し、令和5年7月1日に施行されます。

条例の目的は？

地球温暖化及び山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林等において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に与える影響が大きいことから、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至るまでの太陽光事業全般において地球環境を保全し、及び災害の発生を防止するために必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和及び市民の安心で安全な生活の確保を図ることを目的としています。

条例の特徴は？（従来と変わったところ）

- ・太陽光発電設備を設置するには、市長の許可が必要となります（従来は届出制）。
- ・市長の許可には、隣接者や区代表者の同意が必要となります（従来は説明制）。
- ・太陽光発電設備の設置を禁止する「禁止区域」などのエリアを設けました。
（従来は「設置すべきでないエリア」）
- ・条例に違反した場合は、市の許可取り消しなどができるようになります。

条例の対象となる太陽光発電設備は？

- ・土地に自立して設置される太陽光発電設備。
- ・合計出力10キロワット以上の設備（営農型太陽光発電設備を含む。）
- ・合計出力50キロワット未満の設備は、説明会及び協定締結の規定は適用しません。ただし、地域住民等が説明会や協定の締結を求めた場合は除きます。

禁止区域（発電施設を設置できません）

- ・砂防指定地
- ・国指定重要文化財の建造物、国登録有形文化財の建造物、国指定史跡、国指定名勝、国指定天然記念物の区域
- ・保安林の区域
- ・第1種農地（営農型太陽光発電事業は除く。）
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・長野県宝の建造物、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物の区域

- ・小諸市指定重要有形文化財の建造物、小諸市指定史跡、小諸市指定名勝、小諸市指定天然記念物の区域
- ・斜度 30 度以上の角度をなしている区域
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

抑制区域（発電施設を設置しないよう求めます）

- ・洪水浸水想定区域
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地の区域、文化財包蔵地及び禁止区域に指定した区域の区域内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある区域
- ・地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林の区域を除いた区域
- ・農用地区域に規定する農地の区域
- ・国立公園及び長野県立自然公園の区域
- ・長野県が地すべり危険箇所、地すべり危険地、又は山地災害危険区域として公表している区域
- ・長野県が急傾斜地崩壊危険箇所又は山地災害危険地区として公表している区域
- ・長野県が土石流危険区域、土石流危険溪流又は山地災害危険地区として公表している区域
- ・鳥獣保護区及び特別保護地区の区域
- ・小諸市景観形成重点地区

事業者が違反したら？

- ・不正な手段により市の許可を受けたとき等は、許可を取り消します。
- ・市の命令違反等があった場合は、事業者名などの公表や過料を処します。

市、事業者、土地所有者、地域住民等の責務は？

<p>【市の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的を達成するために必要な措置を講じます。 	<p>【事業者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の際に必要な費用に加え、維持管理に要する費用及び撤去などの際に必要となる費用の確保しなければなりません。 ・事業区域及びその周辺地域の自然環境、景観及び生活環境を保全するために必要な措置を講じるとともに、事故、公害又は災害の防止を図り、地域住民等と良好な関係を保たなければなりません。 ・発電事業の実施に起因して事故等が発生したとき又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において解決しなければなりません。
<p>【土地所有者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生を助長し、又は自然環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該事業区域を使用させないように努めなければなりません。 	
<p>【地域住民等の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければなりません。 	

手続きの主な流れは？

①事業者は、市と事前協議

- ・市長は、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができます。



②事業者は、事前協議後に事業区域内標識の設置、説明会等の実施

- ・事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答し、意見等の申し出があったときは、事業計画に取り入れるよう努めなければなりません。



③説明会の開催、隣接者や区代表者の同意、区との協定の締結

- ・事業者は、土地所有者、事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、居住者、占有者又は管理者、事業区域が所在する区の代表者の同意を得なければなりません。
- ・事業者は、災害の防止及び良好な自然環境等の保存に係る事項等について、事業区域が所在する区と協定を締結しなければなりません。
- ・事業者は、第三者に譲渡又は貸し付けようとするときは、協定の効力を承継させなければなりません。



④事業者から市へ許可申請



⑤市から事業者へ事業の許可または不許可

- ・市長は、以下のいずれかに該当するときは、許可しません。
 - ㊦同意が得られていないとき。
 - ㊧協定が締結されていないとき。
 - ㊨事業計画における事項が、規則で定める基準に適合していないとき。



⑥事業者から市へ着手届の後に着工



⑦工事完了検査

経過措置は？

- ・令和5年6月30日までに「小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱」第10条第1項の規定による届出をしていない事業者については、この条例を適用します。